

議案第 25 号

飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

分担金徴収率の改定に伴う改正

飛驒市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部 を改正する条例

飛驒市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第160号）
の一部を次のように改正する。

別表中「分担金の額」を「分担金の総額」に、「30%」を「15%」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行		改正案	
本則・附則 略 別表（第2条関係）		本則・附則 略 別表（第2条関係）	
事業名	<u>分担金の額</u>	事業名	<u>分担金の総額</u>
農地災害復旧事業	工事費の <u>30%</u>	農地災害復旧事業	工事費の <u>15%</u>
農業用施設災害復旧事業	徴収しない	農業用施設災害復旧事業	徴収しない
林業用施設災害復旧事業	徴収しない	林業用施設災害復旧事業	徴収しない

飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部 を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

分担金徴収率の改定に伴う改正

2 改正の内容

農地災害復旧事業の分担金の総額について、受益者負担を軽減し、農村環境の保全を促進するため、工事費の30%を15%に改めるとともに、表中の文言を改めるもの。
(別表関係)

3 施行日 令和3年4月1日